

■市の収集に出せないごみ

【取扱い窓口・問合せ先 ☎4・7ページ参照】

◇田辺市ごみ処理場：廃棄物処理課 廃棄物対策係

◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

家庭から出る次のようなごみは、市の収集に出すことができません。各自、処理をしていただくことになります。また、自分で搬入できない場合は、特別収集等を利用（下記※印参照）することもできます。詳しくは窓口までお問い合わせください。

種類	地域	内容
◇指定袋に入らない粗大ごみ等 たんす、机、ベッドなど ※（有料）	本庁管内（旧田辺市）	田辺市ごみ処理場（元町）まで、自分で搬入してください。
	龍神行政局管内	◇龍神行政局に設けられた搬入場所まで、自分で搬入してください。 ◇田辺市ごみ処理場まで、自分で搬入してください。
	中辺路行政局管内、大塔行政局管内	◇各行政局に設けられた搬入場所まで、自分で搬入してください。 ◇可燃性粗大ごみについては、各行政局で手数料納入等の手続を済ませてから、上大中クリーンセンター（上富田町）まで、自分で搬入してください。 なお、搬入物は長さ1m、直径10cm以下のものに限り、家具等は金具などを取り外してから搬入してください。 ◇田辺市ごみ処理場まで、自分で搬入してください。
	本宮行政局管内	◇本宮行政局に設けられた搬入場所まで、自分で搬入してください。 ◇田辺市ごみ処理場まで、自分で搬入してください。
◇処理困難物 消火器、タイヤ（ホイールあり・なし）、バッテリー、スプリングマットレス、椅子型マッサージ機、オルガン、ピアノなど ※ごみ分別指定袋で出されても収集しません。	本庁管内（旧田辺市）	田辺市ごみ処理場まで、自分で搬入してください。
	龍神行政局管内	◇龍神行政局に設けられた搬入場所まで、自分で搬入してください。 ◇田辺市ごみ処理場まで、自分で搬入してください。
	中辺路行政局管内	◇中辺路行政局に設けられた搬入場所まで、自分で搬入してください。 ◇田辺市ごみ処理場まで自分で搬入してください。
	大塔行政局管内	◇大塔行政局に設けられた搬入場所まで、自分で搬入してください。 ◇田辺市ごみ処理場まで自分で搬入してください。
	本宮行政局管内	◇本宮行政局に設けられた搬入場所まで、自分で搬入してください。 ◇田辺市ごみ処理場まで、自分で搬入してください。
◇取扱いができないごみ 単車、ガスボンベ、農業・劇薬・劇物、産業廃棄物など		購入先などに引取りの相談をお願いします。
◇家電リサイクル法の対象品目 エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機		購入したお店又は買い替え時のお店にご相談いただくか、廃棄物処理課までお問い合わせください。

※粗大ごみや処理困難物を自己搬入できない方（運搬手段がない等）のために、直接自宅までお伺いする特別収集を行っています（有料）。制限あり。

※田辺市一般廃棄物収集運搬許可業者に収集依頼することもできます。

※特別収集及び田辺市一般廃棄物収集運搬許可業者につきましては「ごみ収集カレンダー」をご覧ください。

ごみ

■ごみを出すには

【取扱い窓口・問合せ先 ☎4・7ページ参照】

◇田辺市ごみ処理場：廃棄物処理課 廃棄物対策係

◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

家庭から出るごみを市の収集に出す場合には、きちんと分別して、市指定の「家庭用分別指定袋」へ入れて、決められた収集日（午前8時30分まで）に所定の場所へ出してください。「家庭用分別指定袋」は田辺市ごみ分別指定袋取扱店シールの表示があるスーパー等で取り扱っていますので、購入してください。

ごみを出す日は地域ごとに決められていますので、「ごみ収集カレンダー」をご覧ください。

※「ごみ収集カレンダー」（収集対象地区別に作成しています。）は、毎年3月に自治会などを通じて各家庭に配布しています。

また、本庁舎玄関案内係や市民総合センター、行政局、連絡所、田辺市ごみ処理場、水道事業所などでもお渡ししています。

ごみの種類	袋の色	ごみの出し方の注意事項
◇燃えるごみ 生ごみ、紙くず、紙おむつ、木くずなど	赤	◇生ごみは「水切り」を十分にしてください。 ◇新聞（広告）、雑誌・雑紙、段ボールはできるだけ資源ごみ集団回収や市内に設置している古紙ステーションに出してください。
◇資源ごみ 空缶・空びん、鉄、フライパン、鍋、アルミ容器、照明器具、携帯電話、パソコン、アイロン、換気扇、こんろ、炊飯器、ステレオ、扇風機、電気あんか、電気・石油ストーブ、電気ポット、電子レンジ、デジタルカメラ、トースター、ドライヤー、ビデオデッキ、ビデオカメラなど	青	◇スプレー缶、カセットボンベは中身を使い切ってから、穴を開けずに出してください。 ◇アルミ缶、スチール缶、無色（透明）びん、茶色びん、その他の色びんは、できるだけ市内に設置している拠点回収ボックスに出してください。 ◇個人情報等を消去した上で出してください。特に、携帯電話やパソコン等に含まれる個人情報は必ず自己責任で消去してください。 ◇照明器具に付属している電球は取り除き、割らずに埋立てごみで出してください。 ◇電池は取り除き、埋立てごみの日に透明なビニール袋に入れて出してください。（埋立てごみ専用袋へ一緒に入れないでください。） ◇石油ストーブ等に入っている灯油は抜き取って出してください。
◇プラスチックごみ ペットボトル、食品用トレイ、発泡スチロール、ビニール袋、スポンジ、テーブルクロスなど	緑	◇容器は、食品や内容物を拭き取るなどして、きれいにして出してください。 ◇ペットボトルはできるだけ資源類拠点回収（スーパーや公共施設）へ出してください。 ◇プラスチックごみは、レジ袋などに小分けしてごみを入れず、直接プラスチックごみ専用袋に入れてください。
◇埋立てごみ 電球、せともの、靴、傘など	紫	◇乾電池や体温計は、別に透明なビニール袋に入れて埋立てごみの収集日に出してください。埋立てごみ専用袋と一緒に入れないでください。電球は割らずに出してください。

※ごみの分別について詳しくは、各ご家庭に配布している「ごみ分別辞書」をご覧ください。（本庁舎玄関案内係や市民総合センター、行政局、連絡所、田辺市ごみ処理場、水道事業所でもお渡ししています。）

※資源類拠点回収場所については、「ごみ収集カレンダー」をご覧ください、リサイクル活動にご協力ください。

水道

■水道についてのお問合せ

田辺市にある水道は、地域によって水道事業の形態が異なります。市営水道としては、「上水道事業」により給水を行っています。（平成30年4月1日付けで、旧市町村で運営していた19の簡易水道事業は上水道事業に統合しました。）

また、上水道給水区域外では、「飲料水供給施設」や「簡易給水施設」等によって給水が行われ、地元の方々に管理組合等を設けて管理・運営にあたっています。

次のとおり、水道事業の形態によって、それぞれ取扱い窓口や問合せ先が異なります。

区分	取扱い窓口・問合せ先
上水道事業について	◇水道部：業務課 料金係（☎7ページ参照） ※夜間・休日（☎0739-24-7920） ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係（☎7ページ参照）
飲料水供給施設・簡易給水施設の施設改修について	◇森林局：山村林業課 林業土木係（☎6ページ参照） ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係（☎7ページ参照）
飲料水供給施設・簡易給水施設の利用等について	地元の方々に設けている管理組合に直接お問い合わせください。 なお、連絡先が不明の場合は、森林局又は行政局までお問い合わせください。

■各種手続（上水道事業）

【取扱い窓口・問合せ先 ☎7ページ参照】

◇水道部：業務課 料金係 ※夜間・休日（☎0739-24-7920）

◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

上水道事業で、次のようなときには、届出や連絡をしてください。

こんなとき	手続の方法
水道を使い始めるとき（開栓）	印鑑をお持ちの上、水道部又は行政局へ届け出てください。
使用者が変わるとき	
引っ越すとき（閉栓）	閉栓日・精算方法・転居予定先住所等を水道部又は行政局へ連絡してください。（電話等でも受付をしますが、夜間・休日は受付できません。）
水道が故障したとき	◇蛇口、宅内配管等からの水漏れ 田辺市指定給水装置工事事業者（市指定業者）へご連絡ください。 ※水道部では、修繕作業は行いません。 ◇敷地内での水漏れ…水漏れの箇所により、市が修繕する場合と所有者の負担による修繕となる場合があります。水漏れがあった場合でも、水道使用料はご使用者様のご負担になりますので、定期的に水漏れがないかご確認をお願いします。確認方法は、全ての蛇口を閉めた状態で水道メーターのパイロットマーク（直径約5mmの銀色の円盤）を確認してください。回っていたら漏水の可能性がります。埋設管から漏水した場合等、減額措置対象となる場合がありますので、水道部へお問い合わせください。 【水漏れの箇所が、第一止水栓からご家庭側】 田辺市指定給水装置工事事業者（市指定業者）へご連絡ください。（所有者の維持管理範囲のため、所有者の負担による修繕となります。）ただし、メーターボックス内の水漏れの場合は、水道部又は行政局へご連絡ください。（市の負担となる場合があります。） 【水漏れの箇所が、配水管から第一止水栓まで】 水道部又は行政局へご連絡ください。（市の維持管理範囲のため、市が修繕します。） ◇道路での水漏れ…水道部又は行政局へご連絡ください。

■水道料金のお支払（上水道事業）

【取扱い窓口・問合せ先 ☎7ページ参照】

◇水道部：業務課 料金係

◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

水道料金のお支払い方法は、納付書支払いと口座振替があります。

納付書	納入通知書に記載されている金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォン（PayB）、水道事業所、各行政局住民福祉課の窓口でのお支払いをお願いします。 ※バーコードが印刷されていない納付書はコンビニエンスストア及びスマートフォンでは取扱いできません。 ※水道事業所、各行政局住民福祉課では夜間、休日の取扱いができません。
-----	--

口座振替	下記の取扱金融機関の預貯金口座から自動振替をすることができます。 自動振替をご希望の場合は、各金融機関等の窓口、もしくは水道事業所（ゆうちょ銀行（郵便局）を除く。）で手続をお願いします。 【取扱金融機関】 紀陽銀行、三菱UFJ銀行、第三銀行、きのくに信用金庫、近畿労働金庫、紀南農業協同組合、紀州農業協同組合、みくまの農業協同組合、なごさ信用漁業協同組合連合会（和歌山県内店舗）、ゆうちょ銀行（郵便局）
------	--

水道料金は、上水道事業では、水道メーターの口径に応じた基本料金と使用水量に応じた従量料金の合計金額で、2か月を1期として請求します。

口径区分	基本料金 (2か月分)	従量料金					
		20㎡以下	21～40㎡	41～60㎡	61～80㎡	81～140㎡	141㎡以上
13mm	2,420円	基本料金に 含む	99円/㎡	132円/㎡	165円/㎡	220円/㎡	242円/㎡
20mm	3,520円						
25mm	4,840円						
30mm	5,500円	132円/㎡	165円/㎡				
40mm	10,120円						
50mm	16,060円						
75mm	37,400円						
100mm	63,800円						

※金額には、それぞれ消費税及び地方消費税相当額が含まれています。

◇水道料金計算例 口径13mmで2か月に63㎡ご使用になった場合

【基本料金】口径13mm（上の表より） 2,420円

【従量料金】①21㎡～40㎡……20㎡×99円＝1,980円

②41㎡～60㎡……20㎡×132円＝2,640円 ①～③の計

③61㎡～63㎡……3㎡×165円＝495円 5,115円

【計算方法】基本料金2,420円＋従量料金5,115円＝7,535円（1円未満端数切捨て） 請求金額 7,535円

■水道の工事をするとき（上水道事業）

【取扱い窓口・問合せ先 ☎7ページ参照】

◇水道部：工務課 計画係

◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

水道（上水道）の新設・修理・撤去などの際には、給水装置等を自分で工事をしたり、資格のない人に工事をしてもらうことはできません。必ず、田辺市指定給水装置工事事業者（市指定業者）に依頼してください。市指定業者の連絡先等、詳しくは水道部又は行政局までお問い合わせください。

市営住宅

【取扱い窓口・問合せ先 ☎6・7ページ参照】

◇社会福祉センター：建築課 市営住宅係 ◇行政局：産業建設課 農林土木係

住宅に困窮している方のために、田辺市では、市営住宅を設置・管理しています。市営住宅に入居するためには、市で定める入居基準を満たすことが必要です。市営住宅に空きが生じたときには、広報紙「広報田辺」などを通じて、入居の募集を行います。詳しくは、窓口までお問い合わせください。

し尿・浄化槽

■浄化槽

【取扱い窓口・問合せ先 ☎ 4・7 ページ参照】

◇本庁舎：環境課 生活排水係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を浄化する装置で、定期的な維持管理が必要です。
 浄化槽法により保守点検、清掃、法定検査が管理者に義務付けられていますので、保守点検業者、田辺市の許可を受けた浄化槽清掃業者、県知事指定の検査機関に依頼の上、実施してください。

区分	内容
浄化槽の設置	住宅等に浄化槽を新しく設置する場合には、補助金制度があります。 詳しくは、環境課 生活排水係までお問い合わせください。
浄化槽の維持管理	◇保守点検 毎年、決められた回数を行わなければなりません。(浄化槽法第 10 条) ◇清掃 年 1 回以上行わなければなりません。(同第 10 条) ◇法定検査 使用開始後 3 か月を経過した日から 5 か月の間に 1 回、その後、年 1 回行わなければなりません。 (同第 7 条・第 11 条)
浄化槽設置後の届出・報告	次の場合は、市への届出又は報告が必要です。 ◇浄化槽を 3 か月以上にわたり休止しようとする場合…浄化槽休止届 ◇浄化槽の使用を廃止したとき…浄化槽使用廃止届出書 ◇技術管理者に変更があったとき…技術管理者変更報告書 ◇浄化槽管理者に変更があったとき…浄化槽管理者変更報告書

■し尿のくみ取り・浄化槽の清掃

【取扱い窓口・問合せ先 ☎ 4・7 ページ参照】

◇田辺市ごみ処理場：廃棄物処理課 廃棄物対策係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

し尿のくみ取りと浄化槽の清掃は、田辺市の許可を受けた業者が行います。詳しくは、次の窓口までお問い合わせください。

地域	問合せ先
本庁管内	田辺市ごみ処理場：廃棄物処理課 廃棄物対策係
龍神行政局管内、中辺路行政局管内、大塔行政局管内、本宮行政局管内	行政局：住民福祉課 保健福祉係

斎場・墓地

■斎場の利用

【取扱い窓口・問合せ先 ☎ 4・7 ページ参照】

◇本庁舎：環境課 環境対策係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

市民の方ならどなたでも、田辺市斎場をご利用いただけます。また、合併前に利用することができた斎場（火葬場）についても、引き続き利用することができます。

利用できる斎場とその対象地域、料金については下記のとおりです。

対象地域	利用できる斎場	料金
田辺市全域	田辺市斎場	◇田辺市の住民 大人 12 歳以上…1 万円 小人 12 歳未満…5000 円 死胎・死肢等…5000 円 ◇田辺市の住民以外 大人 12 歳以上…5 万円 小人 12 歳未満…2 万 5000 円 死胎・死肢等…2 万 5000 円
龍神行政局管内	みなべ町斎場	大人 12 歳以上…1 万円 小人 12 歳未満…5000 円 死胎・死肢等…5000 円 改葬骨…1 万円 ※改葬骨については、田辺市斎場との使用料差額の補助制度があります。 詳しくは、担当窓口までお問い合わせください。
中辺路・大塔行政局管内	白浜斎場	大人 12 歳以上…2 万円 小人 12 歳未満…1 万円 死胎・死肢等…5000 円 ※田辺市斎場との使用料差額の補助制度があります。詳しくは、担当窓口までお問い合わせください。
本宮行政局管内	清浄苑	大人 12 歳以上…3 万円 小人 12 歳未満…2 万円 死胎・改葬骨…1 万円 死肢・汚物等…5000 円 ※田辺市斎場との使用料差額の補助制度があります。 詳しくは、担当窓口までお問い合わせください。

■墓地の移転

【取扱い窓口・問合せ先 ☎ 4・7 ページ参照】

◇本庁舎：環境課 環境対策係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

墓地に埋蔵又は埋葬された遺骨や遺体を他の墓地や納骨堂へ移す場合、改葬許可証が必要です。改葬をしようとする方は、現在埋蔵又は埋葬している墓地等がある地の市町村長の許可を得てください。
 詳しくは、窓口までお問い合わせください。

■田辺市営墓地について

【取扱い窓口・問合せ先 ☎ 4・7 ページ参照】

◇本庁舎：環境課 環境対策係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

田辺市では、市営墓地を設置・管理しています。市営墓地の利用者の募集については、毎年 2 回（7 月・10 月）に、広報紙「広報田辺」や市HPにて掲載し、利用者を募集します。詳しくは、窓口までお問い合わせください。

田辺市営墓地（芳養みどり墓地、天神霊苑（内市管理区画）、神子浜墓地、本宮町大居墓地）を使用されている方で次のようなときは、届出や連絡をしてください。

こんなとき	内容
現在の使用者が亡くなられたなどの理由により、使用権を親族へ引き継ぐとき	提出書類：田辺市墓地使用権承継許可申請書 添付書類：田辺市墓地使用許可証（原本）、誓約書、戸籍謄本（承継者と被承継者の関係が分かる内容のもの）
墓地の移転、墓じまい等の理由により、市営墓地の使用権を返還するとき	提出書類：田辺市墓地使用権返還書 添付書類：田辺市墓地使用許可証（原本） ※遺骨等が埋蔵されている場合は改葬許可申請手続が必要となります。
引っ越し等の理由により、使用者の住所又は氏名に変更があったとき	提出書類：田辺市墓地使用許可者住所等異動届 添付書類：住民票（住所変更の場合）、戸籍抄本（氏名変更の場合）
使用区画において、新たに遺骨、遺髪、その他遺留品を埋蔵するとき	提出書類：田辺市墓地埋蔵届 添付書類：火葬証明証（原本）又は改葬許可証（原本）、田辺市墓地使用許可証（写し）
田辺市墓地使用許可証を紛失したとき	提出書類：紛失届